

令和2年4月から

「豊後大野市奨学金返還支援制度」が始まります！

豊後大野市では、奨学金を返還しながら働く若者を対象に、年間返還金の3分の2(上限額20万円)を5年間(最大100万円)助成する制度を開始します。

● 制度の目的

奨学金の返還を支援することで、安心して教育を受けることのできる環境をつくるとともに、豊後大野市への若者の移住定住と地元就職を促進し、活力ある豊後大野市を目指します。

● 補助内容

補助率 2/3
補助額 交付年度の前年度奨学金返済額×2/3(上限20万円)
補助期間 5年間(最大1人100万円)

● 対象者

令和元年9月27日以降に働き始めた方で、以下の要件をすべて満たす方

- ① 高校、大学等の在学中に奨学金の貸与を受けた方
- ② 申請年度の年齢が30歳以下で、豊後大野市に住所があり、かつ居住している方
- ③ 申請年度から5年以上市内に居住する意思がある方
- ④ 奨学金を遅滞なく返済しており、市税等の未納がない方
- ⑤ 「市内または市外の事業所に雇用されている方(週20時間以上の勤務)」、「個人で事業を営む方」、「事業専従者」のいずれかに該当する方

※ ただし、次の方は対象となりません。

- ・ 公務員(国家公務員法または地方公務員法の適用を受ける方)または独立行政法人の職員
- ・ 奨学金返還に関する他の補助金等を受給している方
- ・ 暴力団員または暴力団・暴力団員と密接な関係を有する方

● 対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金
- ② 大分県奨学会の奨学金
- ③ 大分県社会福祉協議会生活福祉資金のうち教育支援資金
- ④ その他市長が認める奨学金

● 補助金の返還

補助金の交付後、転出や仕事を辞めるなどした場合には、当該年度に係る補助金を返還しなければなりません。

● 申請の手続き

補助金の申請受付は、令和2年4月1日から6月末
提出場所は教育委員会学校教育課へ持参
申請する者は様式第1号と第2号及び添付書類が必要
要綱及び提出書類については市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 学校教育課 教育総務係(内線2202~2203)